

第2節 在宅生活の支援

第1 情報提供と身近な相談体制の充実

●施策展開の方向●

<情報提供>

利用者や家族が福祉サービスや在宅医療等を主体的に選択・利用できるよう、わかりやすい情報提供を行うことが大切です。

調布市では、冊子やパンフレットのほか、市報（全戸配布）やホームページ、調布エフエム放送、ケーブルテレビなどを通じて、情報提供を行っています。

今後も、より多くの方に情報が行き渡るよう、さまざまな媒体を活用して提供するとともに文字の大きさやデザインなどを、見やすく、わかりやすいものにするなど工夫します。

<相談体制>

高齢者や家族からの福祉や介護に関するさまざまな相談に対応できるよう、高齢者支援室、地域包括支援センター*が総合相談窓口として機能しています。地域包括支援センターでは、電話相談や自宅への訪問などによる相談にも応じ、さらに緊急電話相談には24時間体制で対応しています。また、民生委員による相談や、調布ゆうあい福祉公社、調布市社会福祉協議会等、さまざまな相談窓口もあります。

今後も、総合相談や専門的な相談、身近な地域での相談など、さまざまな形で相談機会を提供します。

●第5期の取組●

(1) 情報提供

市民に情報が届き、適切にサービスを選択することができるよう、福祉サービスや介護保険制度などについて、さまざまな情報媒体を活用し、わかりやすく情報発信します。

① さまざまな媒体の活用

市報（全戸配布）やホームページ、調布エフエム放送、ケーブルテレビ等のさまざまな媒体を活用し情報提供を行います。

② わかりやすい情報提供

介護保険とは別に市が独自で提供するサービス（一般施策）を記載した「くらしの案内～おとしより編～」や、最新の介護保険事業者の情報を掲載した「事業所のおんない」を、わかりやすさ、見やすさに更に配慮し、毎年発行します。

在宅医療に関する情報を適切に伝えられるよう、広報紙や冊子など暮らしに根ざした配布物に情報を掲載します。

（2）相談体制

利用者が適切なサービスが受けられるよう、身近な地域における相談機能を充実します。

① 総合相談窓口の充実

地域の身近な相談窓口として、地域包括支援センターを1か所増設し、相談機能を充実します。各センターでは、民生委員や自治会など地域との連携を深めることにより、高齢者のニーズを把握したり、必要な支援につなげるなどします。また、窓口まで出向くことが難しい方に対しては、電話や訪問により対応するなど、相談しやすい環境づくりを更に進めます。

② 「ちょうふ在宅医療相談室」の利用促進

在宅医療が必要になったときの相談窓口として、調布市医師会による「ちょうふ在宅医療相談室*」の周知を図り、利用を促進します。

③ 権利擁護に関する相談の実施

認知症などで判断が十分にできなくなっても、安心して生活ができるよう、権利擁護制度などの専門的な相談に応じる「利用者サポート相談」の窓口を福祉総務課に設置しています。また、必要に応じ、地域福祉権利擁護事業*や、成年後見制度*の窓口につなぎます。

④ さまざまな相談窓口の周知

権利擁護制度や在宅医療など専門的な相談のほか、困ったときにいつでも相談できるよう、民生委員による相談や、調布ゆうあい福祉公社による「一般相談サービス」、調布市社会福祉協議会による「ふれあい福祉相談」について周知します。

第2 在宅生活を支えるサービスの充実

●施策展開の方向●

支援が必要な高齢者が在宅で安心して生活するためには、状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されることが大切です。

調布市では、これまでに高齢者等のニーズを踏まえてサービスメニューを充実してきましたが、今後は、これらのサービスを必要とする方に適切に提供できるよう、事業内容の周知を工夫します。

また、高齢者の支援には、市が提供する生活支援サービスのほか、調布市社会福祉協議会が提供する各種サービスや調布ゆうあい福祉公社が提供する住民参加型のサービス、さらに日頃の見守りやゴミ出しの手伝いなど隣近所の支え合い・助け合いなどがあります。地域の専門職等との連携により、このようなさまざまな支援が高齢者や家族の状況に応じて適切に提供されるよう努めます。

●第5期の取組●

(1) 在宅生活を支えるサービスの提供

在宅で生活する方や家族介護者を支えるため、介護保険制度とは別に市独自のサービス（一般施策）を提供します。介護が必要になっても住み慣れた自宅で安心して暮らしていけるようサービスの必要な方に周知を図り、利用を促進します。

① 配食サービス

ひとりぐらし高齢者又は高齢者のみの世帯で買物や炊事が困難な方を対象に、食を手渡して提供することで食の確保と同時に安否確認を行います。

② 緊急通報システム

ひとりぐらし高齢者又は高齢者のみの世帯等で身体の状況により常時注意を必要とする慢性疾患を有した方等を対象に、緊急時に助けを求めるための無線発報器を貸与します。

③ 認知症徘徊高齢者探知システム

認知症高齢者が徘徊したときに所在を特定できる探知機を貸与します。

④ おむつの支援

要支援2以上で常時おむつを使用している方に紙おむつを給付します。また、介護保険適用外の病院に入院中の高齢者におむつ代の助成を行います。

⑤ 軽度生活援助

ひとりぐらし高齢者又は高齢者のみの世帯等で介護保険で非該当と認定された方等を対象に、家事サービス等の日常生活の援助を行います。

また、要支援・要介護認定を受けた認知症高齢者を対象に、介護保険制度では提供されない見守りを行います。

⑥ 寝具乾燥

要介護3以上で寝たきりの状態にある高齢者を対象に、寝具の月1回の乾燥消毒と年1回の丸洗いをを行います。

⑦ 日常生活用具の給付等

対象者の状況に応じて必要と認められた日常生活用具の給付（防水シート等）及び貸与（特殊寝台等）を行います。

⑧ 住宅改修の支援

介護保険で非該当と認定された方等に対する住宅改修費を助成します。

⑨ 短期入所（ショートステイ）送迎費助成

介護保険の短期入所を利用した高齢者が施設の送迎を受けられないために、交通機関（タクシー、寝台車等）を利用した場合の費用を助成します。

⑩ 通所入浴

要支援・要介護認定を受けた高齢者で通所介護、通所リハビリテーションでの入浴や訪問入浴の利用が困難な方を対象に、施設に送迎し、特殊浴槽での入浴介助を行います。

⑪ 家具転倒防止器具等取付

ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して、地震発生時に備え、家具転倒防止器具等を取り付けます。

⑫ 入浴券の交付

自宅にお風呂がない方等を対象に無料入浴券を交付します。

⑬ 救急医療情報キットの給付

緊急連絡先や服用薬などの医療情報等を予め記入した用紙を備えることで救急隊が速やかに対応できるよう、用紙保管用のキットを給付します。

(2) 新たなサービスの検討

既存のサービスでは対応できない支援については、ニーズや社会動向を踏まえ、新たなサービスの提供を検討します。

(3) 調布市社会福祉協議会や調布ゆうあい福祉公社への支援

高齢者の在宅生活を支える事業を行う、調布市社会福祉協議会や調布ゆうあい福祉公社を引き続き支援します。

① 調布市社会福祉協議会が実施している事業

事業名	事業内容
高齢者マッサージサービス	健康維持のため、あん摩マッサージ指圧師による施術を行います。
高齢者会食	おおむね70歳以上のひとりぐらし高齢者（ふれあい給食、おはようふれあい訪問利用者は除く。）に、週1回地域福祉センターでボランティアにより調理された食事を提供します。
ほのぼの電話訪問	おおむね70歳以上のひとりぐらし高齢者に、週1回電話で話し相手を行います。
おはようふれあい訪問	おおむね70歳以上のひとりぐらし高齢者（ふれあい給食、高齢者会食利用者は除く。）に、週2回乳酸菌飲料を配達します。
高齢者訪問理美容サービス	要介護3以上の方に、年4回自宅に訪問し、理髪や整髪を行います。
友愛訪問	ひとりぐらし高齢者や日中独居高齢者等に、週1回程度自宅に訪問して話し相手を行います。
車椅子の貸出し	介護保険で福祉用具の貸与が受けられない方に車椅子を貸し出します。

② 調布ゆうあい福祉公社が実施している事業

事業名	事業内容
有償福祉サービス (会員制生活支援サービス)	利用会員向けに、「ホームヘルプサービス」「食事サービス」などを協力会員が提供します。
生活支援コーディネート事業 「ちょこっとさん」	ひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、電球の取替えなどのちょっとした作業を、地域のボランティアがお手伝いします。



第3 認知症高齢者の支援

●施策展開の方向●

認知症高齢者数は増加傾向にあり、今後も続くものと見込まれています。

認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けるためには、地域の方の認知症に対する正しい理解と早い段階からの適切な診断や対応が重要です。

認知症サポーターなどの理解者や支援者を増やし、住民の見守りにより認知症高齢者と家族介護者を地域全体で支える環境づくりを進めます。

また、地域包括支援センターなどの相談窓口や「もの忘れ相談医*」を周知するほか、介護保険サービス基盤の充実や医療・福祉の連携強化、家族介護者への支援の充実など、さまざまな面から認知症高齢者を支援します。

さらに、認知症高齢者の権利を守るため、必要に応じ権利擁護制度に適切につなげます。

●第5期の取組●

(1) 認知症への理解の促進

① 認知症サポーター養成講座の実施

認知症サポーター養成講座*の実施をとおして、認知症が正しく理解されるよう、幅広い年代に啓発します。また、認知症サポーター養成講座を既に受講した方に対し、フォローアップ講座を実施し、更に理解を深める機会を提供します。

② 介護教室の実施

地域包括支援センターが開催する介護教室において、認知症をテーマに取り上げ、理解を広げます。

(2) 認知症高齢者や家族への支援

早期発見から医療につなぐ体制を整え、早い段階での診断と適切な対応に結びつけます。また、相談体制の充実、認知症高齢者を介護する家族への支援、権利擁護などに取り組みます。

① 認知症サポート医等との連携

地域のかかりつけ医に気軽に相談できるよう認知症サポート医*と協力し、「もの忘れ相談医」の周知を行うとともに、東京都が整備を進めている認知症疾患医療センター*との連携、相談体制の充実を図り、早期発見から早期

対応につなげます。また、適切なサービスにつながるよう、医療と介護の連携体制を整えます。

② 徘徊高齢者への対応

認知症高齢者が徘徊したときに所在を特定できる探知機を貸与します。

③ 権利擁護

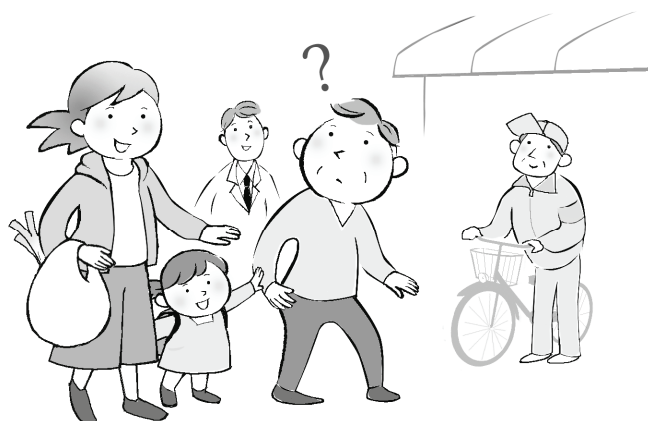
認知症高齢者を消費者被害等から守るため、悪質商法による被害防止の注意喚起や権利擁護制度の周知を行います。また、地域包括支援センター、調布市社会福祉協議会及び多摩南部成年後見センター*と連携を図り、権利擁護制度の利用につなげるために、個人情報の保護に配慮しながら情報を共有します。

④ 介護者講座の実施

認知症について学び、理解を深めるとともに介護者の心理的負担の緩和を目的とした介護者講座・教室を開催します。

⑤ 認知症高齢者及び家族介護者の相談体制の充実

地域包括支援センターで認知症高齢者及びその家族からの相談に対応するほか、市では臨床心理士や医師による個別相談を行います。



第4 高齢者虐待防止

●施策展開の方向●

少子化や核家族化による家族介護力の低下などに伴い、虐待事例が増加する傾向にあります。虐待を未然に防ぐためには、高齢者や家族を孤立させないことが大切であり、地域でのあいさつ、声かけなど見守りが重要です。地域の高齢者に何らかの異変を感じた時には地域包括支援センターにつないでもらうよう、見守りネットワーク「みまもっと」などを通じて虐待防止のPRや早期発見・対応などの啓発を行います。

また、虐待の早期発見には、家族と直接関わりのある専門職が重要な役割を果たします。そのためケアマネジャー*や事業者に対する啓発を行い、適切な支援につなげます。

必要に応じて、警察や弁護士等の専門機関と連携しながら適切に対応します。

●第5期の取組●

(1) 虐待防止と早期発見

市民、関係団体、介護専門職等との連携を強化し、虐待の防止や早期発見ができる体制を整えます。

① 周囲への啓発

虐待防止に関するパンフレットの配布等で広く市民に対して周知を図ります。また、見守りネットワーク「みまもっと」をPRし、地域で声をかけ合い、高齢者を見守ることの大切さを啓発します。気になる事例がある場合には、早期対応のために、地域包括支援センターへつなげるよう働きかけます。ケアマネジャーや介護保険サービス事業者等にも、一層の連携を促します。

② 家族介護者支援

虐待につながる要因を早い段階からなくすために、家族等からの相談に丁寧に対応するとともに、家族介護者が孤立しないための地域での支え合いを充実します。また、虐待を未然に防ぐための講座等を充実します。

③ 認知症への対応

認知症高齢者による言動の混乱が家族介護者のストレスになり、虐待の要因になることが多く見られます。適切な対応がとられるよう認知症の正しい理解について啓発します。

(2) 虐待への適切な対応

虐待が疑われるとき、虐待が確認されたときに迅速に対応できる体制を整えます。

① 専門機関との連携

虐待が生じている家族には、問題が複合化している事例が少なからず見られるため、事例に応じ適切に対応できるよう介護専門職、医療機関、弁護士、警察等の専門機関と連携します。

② 高齢者一時保護施設の確保

虐待の状況により保護が必要となる場合に対応できるよう、緊急受け入れの施設を確保します。

第5 権利擁護の推進

●施策展開の方向●

認知症などにより判断能力が低下しても、一人ひとりの尊厳が守られ、住み慣れた地域で生活が続けられるよう高齢者の権利を擁護します。

調布市では、権利擁護に関する専門相談員を配置するとともに、日野市、狛江市、多摩市、稲城市と共同で、多摩南部成年後見センターを平成15年度から運営しています。今後も、権利擁護の必要な方を適切なサービスにつなげるとともに、権利擁護に対する社会的意識を高めるため、市民に対してPRを行います。

また、高齢者をターゲットにした悪質商法や振り込め詐欺などの被害があつてを絶たないため、被害の防止のために引き続き警戒を呼びかけます。

●第5期の取組●

認知症などで判断能力が十分でない方や日常生活に不安を持つ方などの権利を擁護するために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など必要なサービスにつなげ、安心して生活を継続できるよう支援します。

(1) 成年後見制度の活用

市や地域包括支援センターでの相談を通じて、判断能力が十分でない方を必要に応じ法定後見制度につなぎ、高齢者の権利を守ります。また、元気なうちに自ら任意後見人等の準備をしておくことの大切さを呼びかけます。

(2) 地域福祉権利擁護事業の活用

認知症高齢者など、日常生活に不安のある方に対し、福祉サービスの利用援助事業として、日常的な金銭管理や書類等の預かりなどを調布市社会福祉協議会が行っています。市は、この事業の周知を図るとともに、調布市社会福祉協議会の活動を支援します。

(3) 権利擁護に対する意識啓発の充実

権利擁護に対する意識を社会的に高めるよう講座などで制度を周知し、理解を促進します。

(4) 消費者被害の防止

「みまもっと」の活用などにより、地域ぐるみでトラブルを未然に防ぐことができるよう、消費者被害防止のためのノウハウや情報の共有を図ります。

第6 家族介護者の支援

●施策展開の方向●

少子化、核家族化などを背景とした家族介護力の低下や、認知症高齢者の増加、介護を必要とする方の医療ニーズの高まりなどにより、家族介護者の負担やストレスは増大しています。そのため、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の介護保険サービスの利用によって負担軽減を図るとともに、地域包括支援センターの相談体制の充実などにより、在宅での介護が継続できるよう支援します。

また、介護教室などによる介護技術の習得機会や介護者同士の交流機会の提供など、家族介護者への支援を充実します。

●第5期の取組●

家族介護者の身体的、精神的負担を緩和するための支援を充実します。

(1) レスパイトケアの推進

家族介護者のレスパイト*（休息）のために、短期入所生活介護などの介護保険サービスの基盤整備を進めます。

(2) 家族介護者の相談体制の充実

日常的に接するケアマネジャーやサービス事業者が身近な相談者として適切な情報提供ができるよう、研修の実施を支援するとともに、高齢者支援室や地域包括支援センター、調布市社会福祉協議会などの相談窓口において、介護にあっている家族からの相談に応じます。また、介護に直接関わる相談だけでなく、介護者自身が抱える悩み、ストレスなどに対応した相談や、介護者同士が交流し、悩みを話せる場づくりなどの支援を検討します。

(3) 介護者講座の実施（再掲）

認知症について学び、理解を深めるとともに、介護者の心理的負担の緩和を目的とした介護者講座を開催します。

(4) 介護教室の実施

介護や介護予防などを学ぶ介護教室を地域包括支援センターが開催します。

(5) 認知症高齢者及び家族介護者の相談体制の充実（再掲）

地域包括支援センターで認知症高齢者及びその家族からの相談に対応するほか、市では臨床心理士や医師による個別相談を行います。

第7 住環境の整備

●施策展開の方向●

介護が必要な状態になっても安心して在宅での生活を続けていくために、高齢者や家族介護者などが生活しやすく、介護しやすい住環境を整えることが大切です。

そのため、介護保険制度による住宅改修のほかに、介護保険で非該当と認定された方等に対する住宅改修費の助成を引き続き行います。

また、高齢者の住まいのあり方や確保については、「調布市住宅マスタープラン」策定の中で検討を進めます。

●第5期の取組●

高齢者の身体的特性などに配慮した住まいの改修の支援や高齢者の住まいのあり方の検討を進めます。

(1) 住宅改修の支援（再掲）

介護保険で非該当と認定された方等に対する改修費を助成します。

(2) 安心して住むことができる住宅の確保

低所得者用の住まい、サービス付き高齢者向け住宅等については、国の動向を見据えながら、平成25年度に策定予定の「調布市住宅マスタープラン」の中で高齢者の住まいのあり方や確保について検討を進めます。

また、在宅生活が維持できなくなった場合のために、介護老人福祉施設*等の整備を進めます。

